



Press Release

佐賀県 伊万里市

〒848 - 8501
佐賀県伊万里市立花町1355-1
Tel 0955-23-2111 (代表)
Fax 0955-23-6113 (代表)



報道関係者各位

令和8年7月17日

iMAR!

介護保険料の仮徴収額の算定誤りについて

1 概要

介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）は、4・6・8月に「仮徴収」、10・12・翌年2月に「本徴収」として納めてもらいますが、所得の変動などにより保険料の段階が変更になる場合、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じることになるため、特別徴収額が年間を通じておおむね均等になるように、8月の仮徴収額を調整しています。

この特別徴収平準化の処理を誤り、一部の被保険者に対して8月の仮徴収額を過大又は過小に算定したまま、年金機構等に特別徴収する保険料のデータを提出したことにより、8月から翌年2月の特別徴収額の平準化が図れないまま、特別徴収されることとなりました。

なお、年間保険料に誤りはありません。

対象者 413名

2 原因

介護保険システムにより特別徴収平準化の処理を行っていますが、担当職員とシステム会社の連携がとれておらず、システム会社において制度変更を介護保険システムに反映させる前に、職員が平準化処理を行ったことによるものです。

3 対象者への対応

仮徴収額の算定誤りについての謝罪と説明に関する文書を送付しました。

4 再発防止策

- (1) 制度変更時は、システム会社と連携をとり、介護保険システムへの環境適用時期を確認のうえ、作業することを徹底します。
- (2) 平準化処理を行うときは、複数人で確認する事務処理体制を設けます。

(問合先)

健康福祉部 長寿社会課介護給付係
担当 白壁
電話 0955-23-2154

いまりで、決まり!